

# 適合証明業務手数料規程

日本タリアセン株式会社

## **第1章 総則**

### **(趣旨)**

第1条 この規程は、別に定める「適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### **(手数料の区分)**

第2条 この規程は、新築住宅、賃貸住宅融資・まちづくり融資及び中古住宅に区分し、新築住宅にあっては、一戸建て等と共同建てに区分し、中古住宅にあっては、一戸建て等とマンションにそれぞれ区分する。

### **(新築住宅・一戸建て等における手数料)**

第3条 新築・一戸建て等における手数料は、別表1に掲げるとおりとする。

### **(新築住宅・共同建てにおける手数料)**

第4条 新築・共同建てにおける手数料は、別表2に掲げるとおりとする。

### **(賃貸住宅融資・まちづくり融資における手数料)**

第5条 賃貸住宅融資・まちづくり融資における手数料は、別表3に掲げるとおりとする。

### **(中古住宅における手数料)**

第6条 中古住宅における手数料は、別表4に掲げるとおりとする。

### **(手数料の設定)**

第7条 JTC が業務を効率的にできる場合等、合理的な理由がある場合は、第3条から前条までに定める手数料の額について、別に手数料を定めることができる。

### **(手数料の支払期日)**

第8条 適合証明業務における手数料の支払期日は、乙が発行する請求書に記載された支払期日とする。ただし、別途協議のうえ合意した場合はこの限りではない。

### **(適合証明書の再交付手数料)**

第9条 JTC が申請者の申請に基づき、適合証明書を再交付する場合の手数料の額は、一通につき5,000円（税込5,500円）とする。

### **(手数料の返還)**

第10条 既に支払われた手数料は、返還しない。ただし、JTC の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

### **(記載のない事項)**

第11条 その他、本規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定める。

(附則)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

平成 28 年 2 月 20 日 制定

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 4 月 1 日 改訂

別表1 新築住宅・一戸建て等における手数料

別表1-1 フラット35・財形（一戸建て等）

税抜（カッコ内は税込）単位：円

区分（※1）	設計検査	現場検査	
		中間現場検査（※2）	竣工現場検査
確認併願	10,000 (11,000)	10,000 (11,000)	15,000 (16,500)
単独申請	20,000 (22,000)	20,000 (22,000)	25,000 (27,500)
設計評価併願	設計評価により省略	15,000 (16,500)	15,000 (16,500)
建設評価併願	設計評価により省略	建設評価により省略	10,000 (11,000)
（竣工済特例）	確認併願（耐震除く）	20,000 (22,000)	- (33,000)
	単独申請（耐震除く）	35,000 (38,500)	- (44,000)

別表1-1-A 断熱構造等（一戸建て等）の加算手数料

税抜（カッコ内は税込）単位：円

基準	申請内容	断熱構造等の加算手数料	
		設計検査	竣工現場検査
断熱構造等 （※3） 設計検査を 要するもの	「断熱等級4以上」かつ「一次エネルギー消費量等級4以上」の性能基準	15,000 (16,500)	5,000 (5,500)
	省エネ基準 + 結露防止措置の仕様基準	7,000 (7,700)	3,000 (3,300)
	省エネルギー断熱構造の証明書等（※4）添付によるもの	4,000 (4,400)	5,000 (5,500)

JTC：日本タリアセン

※1 区分

- ・「確認併願」とは、確認申請をJTCへ申請して、中間現場検査・竣工現場検査を同日検査する場合をいいます。
- ・「設計評価併願」とは、設計住宅性能評価をJTCへ申請して、フラット35(S)の基準等級を満たしている設計住宅性能評価書がある場合をいいます。  
→ 住宅性能評価付の物件で、設計検査を省略する場合は、現場検査手数料のみとなります。  
なお、設計検査が省略可能な物件であっても、設計検査から希望される場合は、設計検査手数料を加算します。
- ・「建設評価併願」とは、フラット35(S)の基準等級を満たしている設計住宅性能評価書でJTCへ建設評価の申請をして、かつ同日検査する場合をいいます。

※2 中間現場検査省略

- ・中間検査を省略できる場合は、JTCにて建築基準法の特定工程の検査で代替する場合、または、JTCにて住宅瑕疵担保保険の躯体工事の検査で代替する場合に限ります。（中間検査を省略する場合は、「中間現場検査」手数料が除かれます。）

※3 断熱構造等の加算

- ・令和5年4月1日以降の設計検査申請分（建築確認日等が令和5年3月31日以前のものとは除く。）において
  - ①（性能基準）「断熱等性能等級4以上」かつ「一次エネルギー消費量等級4以上」
  - ②（仕様基準）建築物エネルギー消費性能基準+結露防止措置
 の設計検査及び竣工検査が必要になります。

※4 フラット35 証明書等

- ・JTCで取得した証明書等の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。
- ・証明書等とは
  - ① 長期優良住宅認定通知書（令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る。）
  - ② 低炭素建築物認定通知書
  - ③ BELS評価書
  - ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
  - ⑤ 集約都市開発計画認定通知書
 を活用するもので、フラット35の断熱構造等の基準等級を証明する場合をいいます。

税抜（カッコ内は税込）単位：円

種別	基準	申請内容	別表1-1のフラット35の加算手数料		
			設計検査	現場検査	
				中間現場検査	竣工現場検査
省エネルギー性	金利A・金利B	断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級の審査を要するもの	20,000 (22,000)	-	10,000 (11,000)
		フラット35S証明書等（※5）添付によるもの	5,000 (5,500)	-	10,000 (11,000)
	ZEH基準	ZEH基準でBELS評価書（※5）添付によるもの	10,000 (11,000)	-	15,000 (16,500)
		ZEH基準の審査を要するもの	30,000 (33,000)	-	30,000 (33,000)
耐震性	金利A・金利B	JTCで耐震等級の構造審査を実施したもの	10,000 (11,000)	10,000 (11,000)	10,000 (11,000)
		上記以外で耐震等級の構造審査を要するもの	30,000 (33,000)	20,000 (22,000)	10,000 (11,000)
耐久性・可変性	金利A	長期優良住宅の認定通知書（※5）添付によるもの	5,000 (5,500)	5,000 (5,500)	10,000 (11,000)
	金利B	劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上の審査を要するもの	15,000 (16,500)	10,000 (11,000)	10,000 (11,000)
バリアフリー性	金利A・金利B	高齢者等配慮対策等級の審査を要するもの	20,000 (22,000)	-	10,000 (11,000)

別表1-1のフラット35の手数料に加算となります。

JTC：日本タリアセン

※5 フラット35S 証明書等

- ・ JTCで取得したフラット35S証明書等の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。
- ・ フラット35Sにおける、別途証明書等
  - ① 長期優良住宅認定通知書（新基準となる断熱構造を満たすものは、令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る。）
  - ② 低炭素建築物認定通知書
  - ③ BELS評価書
  - ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
  - ⑤ 集約都市開発計画認定通知書
 を活用するもので、証明書等がフラット35Sの基準等級を満たしている場合をいいます。

別表1-3 軽微変更届出書（一戸建て等）

税抜（カッコ内は税込）単位：円

区分	種別	手数料
軽微変更	省エネルギー性の技術基準に係る変更	10,000 (11,000)
		耐震性の技術基準に係る変更
	上記以外の変更	4,000 (4,400)

注意事項

- ・ 維持保全型は、長期優良住宅の認定通知書添付によるフラット35Sの加算手数料を適用します。
- ・ 一戸建て等で「重ね建て」または「連続建て」の長屋の場合、住戸数が2戸を超える場合において、フラット35は5,000円/戸（税込5,500円/戸）、フラット35Sは9,000円/戸（税込9,900円/戸）が設計検査、現場検査に加算されます。
- ・ 適合証明現場検査で業務実施者が出張する場合は、上記手数料とは別にJTCが定める出張手数料規程に基づく出張手数料が加算されます。
- ・ フラット35S検査手数料は、1分野に対する検査手数料とします。複数希望される場合は、別途見積とさせていただきます。
- ・ 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は、5,000円（税込5,500円）とします。
- ・ JTCが副本配送する場合は、1,000円（税込1,100円）の手数料が別途掛かります。
- ・ その他で記載の無いものについては、別途見積とさせていただきます。

別表2 新築住宅・共同建てにおける手数料

別表2-1 フラット35・共同建て（登録マンション）

税抜（カッコ内は税込）単位：円

区分（※1）	申請戸数/棟	フラット35		フラット35Sの加算手数料		
		設計検査	竣工現場検査	フラット35S基準	設計検査	竣工現場検査
確認併願	1 ～ 50	80,000 (88,000)	90,000 (99,000)	省エネルギー性	50,000 (55,000)	30,000 (33,000)
				その他（※2）	20,000 (22,000)	
	51 ～ 100	100,000 (110,000)	120,000 (132,000)	省エネルギー性	70,000 (77,000)	40,000 (44,000)
				その他（※2）	30,000 (33,000)	
	101 ～ 200	120,000 (132,000)	150,000 (165,000)	省エネルギー性	90,000 (99,000)	60,000 (66,000)
				その他（※2）	50,000 (55,000)	
	201 ～ 500	160,000 (176,000)	180,000 (198,000)	省エネルギー性	100,000 (120,000)	80,000 (88,000)
				その他（※2）	70,000 (77,000)	
単独申請	1 ～ 50	120,000 (132,000)	140,000 (154,000)	省エネルギー性	50,000 (55,000)	40,000 (44,000)
				その他（※2）	30,000 (33,000)	
	51 ～ 100	140,000 (154,000)	160,000 (176,000)	省エネルギー性	70,000 (77,000)	60,000 (66,000)
				その他（※2）	50,000 (55,000)	
	101 ～ 200	160,000 (176,000)	180,000 (198,000)	省エネルギー性	120,000 (132,000)	80,000 (88,000)
				その他（※2）	70,000 (77,000)	
	201 ～ 500	200,000 (220,000)	220,000 (242,000)	省エネルギー性	150,000 (165,000)	100,000 (110,000)
				その他（※2）	90,000 (99,000)	
評価併願	1 ～ 50	評価活用 設計省略	70,000 (77,000)	省エネルギー性	評価活用 設計省略	20,000 (22,000)
				その他（※2）		
	51 ～ 100	評価活用 設計省略	90,000 (99,000)	省エネルギー性	評価活用 設計省略	30,000 (33,000)
				その他（※2）		
	101 ～ 200	評価活用 設計省略	110,000 (121,000)	省エネルギー性	評価活用 設計省略	50,000 (55,000)
				その他（※2）		
	201 ～ 500	評価活用 設計省略	130,000 (143,000)	省エネルギー性	評価活用 設計省略	70,000 (77,000)
				その他（※2）		

棟単位の申請戸数で算定します。

別表2-2 フラット35・共同建て（住戸単位・登録マンション以外）

税抜（カッコ内は税込）単位：円

区分（※1）	フラット35		フラット35Sの加算手数料	
	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
確認併願	50,000 + 2,000 × 戸数/棟 (55,000 + 2,200 × 戸数/棟)	70,000 + 2,000 × 戸数/棟 (77,000 + 2,200 × 戸数/棟)	2,000 × 戸数 (2,200 × 戸数)	2,000 × 戸数 (2,200 × 戸数)
単独申請	70,000 + 2,000 × 戸数/棟 (77,000 + 2,200 × 戸数/棟)	90,000 + 2,000 × 戸数/棟 (99,000 + 2,200 × 戸数/棟)	3,000 × 戸数 (3,300 × 戸数)	3,000 × 戸数 (3,300 × 戸数)
評価併願	評価活用 設計省略	50,000 + 2,000 × 戸数/棟 (55,000 + 2,200 × 戸数/棟)	1,000 × 戸数 (1,100 × 戸数)	1,000 × 戸数 (1,100 × 戸数)

棟単位の申請戸数で算定します。

JTC：日本タリアセン

※1 区分

- ・「確認併願」とは、確認申請をJTCへ申請して、竣工現場検査を同日検査する場合をいいます。
- ・「評価併願」とは、住宅性能評価をJTCへ申請して、フラット35(S)の基準等級を満たしている場合をいいます。
- 住宅性能評価付の物件で、設計検査を省略する場合は、現場検査手数料のみとなります。
- なお、設計検査が省略可能な物件であっても、設計検査から希望される場合は、設計検査手数料を加算します。

※2 フラット35S基準

- ・フラット35S基準の「その他」の中で、ZEH基準は除かれます。

別表2-3 断熱構造等（マンション）の加算手数料

税抜（カッコ内は税込）単位：円

基準	申請内容	断熱構造等の加算手数料	
		設計検査	竣工現場検査
断熱構造等 （※3） 設計検査を 要するもの	「断熱等級4以上」かつ「一次エネルギー4以上」の性能基準	40,000/棟 (44,000/棟)	30,000/棟 (33,000/棟)
	省エネルギー断熱構造の証明書等（※4）添付によるもの	10,000/棟 (11,000/棟)	10,000/棟 (11,000/棟)

※3 断熱構造等の加算

- ・令和5年4月1日以降の設計検査分（建築確認日等が令和5年3月31日以前のものとは除く。）において、「断熱等性能等級4以上」かつ「一次エネルギー消費量等級4以上」の設計検査及び竣工検査が必要になります。

※4 フラット35 証明書等・フラット35S証明書等

- ・JTCで取得した証明書等の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。
- ・証明書等とは
  - ① 長期優良住宅認定通知書（新基準となる断熱構造を満たすものは、令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る。）
  - ② 低炭素建築物認定通知書
  - ③ BELS評価書
  - ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
  - ⑤ 集約都市開発計画認定通知書
 を活用するもので、フラット35の断熱構造等、及びフラット35Sの基準等級を満たすことを証明する場合をいいます。

別表2-4 ZEH基準（マンション）で当機関のBELS評価書によらないものにおける加算手数料

税抜（カッコ内は税込）単位：円

種別	申請内容	ZEH基準の加算手数料	
		設計検査	竣工現場検査
ZEH基準	ZEH基準の設計検査を要するもの	250,000/棟 (275,000/棟)	150,000/棟 (165,000/棟)
	ZEH基準でBELS評価書（※5）添付によるもの	70,000/棟 (77,000/棟)	100,000/棟 (110,000/棟)

※5 BELS評価書

- ・JTCで取得したBELS評価書の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。

別表2-5 軽微変更届出書（共同建て）

税抜（カッコ内は税込）単位：円

区分	種別	手数料
軽微変更	省エネルギー性の技術基準に係る変更	1,000 × 戸数/棟 (1,100 × 戸数/棟)
	耐震性の技術基準に係る変更	1,000 × 戸数/棟 (1,100 × 戸数/棟)
	上記以外の変更	8,000 (8,800)

注意事項

- ・維持保全型は、フラット35Sのその他の加算手数料を適用します。
- ・適合証明現場検査で業務実施者が出張する場合は、上記手数料とは別にJTCが定める出張手数料規程に基づく出張手数料が加算されます。
- ・フラット35S検査手数料は、1分野に対する検査手数料とします。複数希望される場合は、別途見積とさせていただきます。
- ・申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は、5,000円（税込5,500円）とします。
- ・JTCが副本配送する場合は、2,000円（税込2,200円）の手数料が別途掛かります。
- ・その他で記載の無いものについては、別途見積とさせていただきます。

別表3 賃貸住宅融資・まちづくり融資における手数料

別表3-1「賃貸住宅融資（省エネ住宅・サービス付高齢者住宅）」・「まちづくり融資（賃貸住宅）」

税抜（カッコ内は税込）単位：円

区分（※1）	申請戸数/棟	賃貸住宅	
		設計検査	竣工現場検査
確認併願 評価併願	1 ～ 10	30,000 (33,000)	40,000 (44,000)
	11 ～ 20	40,000 (44,000)	60,000 (66,000)
	21 ～ 40	50,000 (55,000)	80,000 (88,000)
	41 ～	70,000 (77,000)	100,000 (110,000)
単独申請	1 ～ 10	45,000 (49,500)	60,000 (66,000)
	11 ～ 20	60,000 (66,000)	80,000 (88,000)
	21 ～ 40	70,000 (77,000)	100,000 (110,000)
	41 ～	90,000 (99,000)	120,000 (132,000)

棟単位の申請戸数で算定します。

別表3-1-A 省エネ住宅・サービス付高齢者向け住宅の加算手数料

税抜（カッコ内は税込）単位：円

種別・基準		申請内容	加算手数料	
			設計検査	竣工現場検査
省エネルギー性	省エネルギー性	断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級の審査を要するもの（※2）	2,000 × 戸数/棟 (2,200 × 戸数/棟)	3,000 × 戸数/棟 (3,300 × 戸数/棟)
	ZEH基準	ZEH基準でBELS評価書（他機関）添付によるもの	2,000 × 戸数/棟 (2,200 × 戸数/棟)	4,000 × 戸数/棟 (4,400 × 戸数/棟)
		ZEH基準の審査を要するもの	4,000 × 戸数/棟 (4,400 × 戸数/棟)	30,000 + 6,000 × 戸数/棟 (33,000 + 6,600 × 戸数/棟)
サービス付高齢者向け住宅		断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級の審査を要するもの（※2）	2,000 × 戸数/棟 (2,200 × 戸数/棟)	3,000 × 戸数/棟 (3,300 × 戸数/棟)

JTC：日本タリアセン

※1 区分

- ・「確認併願」とは、確認申請をJTCへ申請して、竣工現場検査を同日検査する場合をいいます。
- ・「評価併願」とは、住宅性能評価をJTCへ申請し、当該融資の基準を満たしている場合をいいます。

※2 証明書等

- ・ JTCで取得した当該融資の基準を満たす証明書等の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。
- ・ 証明書等とは
  - ① 長期優良住宅認定通知書（新基準となる断熱構造を満たすものは、令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る。）
  - ② 低炭素建築物認定通知書
  - ③ BELS評価書
  - ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
  - ⑤ 集約都市開発計画認定通知書
- ・ 他機関で取得した証明書等の添付によるものは、設計検査と竣工現場検査の手数料を、10,000円（税込11,000円）に読み替えます。

注意事項

- ・ 軽微変更については（別表2-5）軽微変更届出書（共同建て）を適用します。
- ・ 適合証明現場検査で業務実施者が出張する場合は、上記手数料とは別にJTCが定める出張手数料規程に基づく出張手数料が加算されます。
- ・ 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は、5,000円（税込5,500円）とします。
- ・ JTCが副本配送する場合は、2,000円（税込2,200円）の手数料が別途掛かります。
- ・ その他で記載の無いものについては、別途見積とさせていただきます。



別表4 中古住宅における手数料

別表4-1 中古住宅・一戸建て等 (※3)

税抜 (カッコ内は税込) 単位: 円

種別	基準	申請内容		新耐震基準 (※1)	旧耐震基準 (※2)
フラット35	一般	中古フラット35の基準を満たすもの		65,000 (71,500)	別途見積
フラット35S	金利Aプラン	中古証明書添付 (※4)		80,000 (88,000)	
	金利Bプラン	省エネルギー性	開口部断熱	90,000 (99,000)	
			外壁等断熱の中古証明書添付 (※4)	80,000 (88,000)	
		バリアフリー性	中古証明書添付 (※4)	80,000 (88,000)	
		上記以外の省エネルギー性・バリアフリー性		別途見積	
フラット35リノベ	一般	一般のリノベの基準を満たすもの		別途見積	
	フラット35S	フラット35Sリノベの基準を満たすもの		別途見積	

別表4-2 中古住宅・マンション

税抜 (カッコ内は税込) 単位: 円

種別	基準	申請内容		新耐震基準 (※1)	旧耐震基準 (※2)
フラット35	一般	中古フラット35の基準を満たすもの		50,000 (55,000)	別途見積
フラット35S	金利Aプラン	中古証明書添付 (※4)		70,000 (77,000)	
	金利Bプラン	省エネルギー性	開口部断熱	75,000 (82,500)	
			外壁等断熱の中古証明書添付 (※4)	70,000 (77,000)	
		バリアフリー性	中古証明書添付 (※4)	70,000 (77,000)	
		上記以外の省エネルギー性・バリアフリー性		別途見積	
フラット35リノベ	一般	一般のリノベの基準を満たすもの		別途見積	
	フラット35S	フラット35Sリノベの基準を満たすもの		別途見積	

別表4-3 中古住宅・住棟単位・マンション管理組合による中古マンションらくらくフラット35登録 (※5)

税抜 (カッコ内は税込) 単位: 円

区分	新耐震基準 (※1)	旧耐震基準 (※2)
個別登録、20年登録	別途見積	別途見積

JTC：日本タリアセン

※1 新耐震基準

- ・「新耐震基準」とは、建築確認済日が昭和56年6月1日以降の住宅です。

※2 旧耐震基準

- ・「旧耐震基準」とは、建築確認済日が昭和56年5月31日以前の住宅です。
- ・建築確認済日が不明な場合は、表示登記の原因及びその日付が昭和58年3月31日以前の住宅です。
- ・旧耐震の住宅は、耐震評価基準や耐震診断書等で一定の耐震基準を満たす必要があります。

※3 中古住宅・一戸建て等

- ・木造住宅は、準耐火構造または耐久性基準を証明する図書等（平面図、立面図、矩計図）が必要になります。
- ・住宅の構造をメーカーに確認したものは、中古住宅構造確認書が必要になります。

※4 中古証明書等

- ・中古証明書等の添付とは、フラット35Sの基準を満たす性能を証明するフラット35S適合証明書（新築）、建設住宅性能評価書（新築・既存）をいいます。
- ・上記以外にフラット35Sの技術基準の適合を満たす証明書がありますので、住宅金融支援機構のホームページで提出書類・備考を参照ください。  
例）フラット35S「ZEH基準」はBELS評価書等
- ・新築時から増改築がある場合は、フラット35S適合証明書・（新築）建設住宅性能評価書は活用できません。
- ・評価書の交付時から基準に係る変更がある場合は、（既存）建設住宅性能評価書は活用できません。
- ・書類等の交付時から一次エネルギー消費量に係る計算書に記載されている設備機器等に変更がある場合は、省エネルギー性（金利Aプラン）、またはZEH基準への適合を証明するフラット35S適合証明書・BELS評価書などを活用できません。

※5 中古マンションらくらくフラット35登録

- ・住棟単位で登録証明書を取得して、マンション管理組合自らが住宅金融支援機構に登録する場合は対象となります。

注意事項

- ・フラット35S（ZEH基準）・フラット35（維持保全型）につきましては、別途見積とさせていただきます。
- ・リフォーム融資、賃貸リフォーム融資、住宅融資保険につきましては、別途見積とさせていただきます。
- ・適合証明現場検査で業務実施者が出張する場合は、上記手数料とは別にJTCが定める出張手数料規程に基づく出張手数料が加算されます。
- ・申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は、5,000円（税込5,500円）とします。
- ・JTCが副本配送する場合は、1,000円（税込1,100円）の手数料が別途掛かります。
- ・その他で記載の無いものについては、別途見積とさせていただきます。